

## 感染症広域情報：ポリオの発生状況

(ポリオ発生国に渡航する際は、追加の予防接種をご検討ください。)

(その15)

- 10月14日、世界保健機関（WHO）は、国際保健規則（IHR）に基づく、ポリオウイルスの国際的な拡散に関する第26回の緊急委員会を開催しました。
- この会議において、ポリオウイルスの国際的な広がりについて「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」の延長勧告をしています。
- ポリオ発生国（アフガニスタン、パキスタン、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、イエメン、アンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コートジボワール、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、ギニア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、ソマリア、南スーダン、トーゴ、ザンビア）に渡航する人は、追加の予防接種を検討してください。

### 1 第26回緊急会議

10月14日、世界保健機構（WHO）は、国際保健規則（IHR）に基づく第26回緊急委員会を開催し、現在発出されている公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）の勧告をさらに3ヶ月延長することを決定しました。委員会はポリオに対して長期にわたるPHEICを発出していますが、現在の状況は異常であり、国際的な広がりが、継続的且つ増大しているとの認識で、継続的な国際的対応が必要であると結論づけています。

### 2 ポリオの発生状況

世界保健機関（WHO）は、2014年5月5日、ポリオウイルスの国際的な広がりが、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC、Public Health Emergency of International Concern）」であることを宣言していますが、上記1の第26回会合において、現在の状況が引き続きPHEICに該当するとの見解を示すとともに、発生状況を以下のとおり評価しています。

#### (1) リスクカテゴリ

委員会は、次のようなリスク別に感染リスク国を列挙しています。

ア WPV1、cVDPV1、またはcVDPV3に感染し、国際的に広がるリスクがある国  
【WPV1】

・アフガニスタン（最新の検出：2020年9月7日）

・パキスタン（最新の検出：2020年9月16日）

【cVDPV1】

・マレーシア（最新の検出：2020年3月13日）

・フィリピン（最新の検出：2019年11月28日）

・イエメン（最新の検出：2020年6月5日）

イ cVDPV2に感染し、国際的に広がるリスクのある国

・アフガニスタン（最新の検出：2020年9月5日）

・アンゴラ（最新の検出：2020年2月9日）

・ベナン（最新の検出：2020年6月12日）

・ブルキナファソ（最新の検出：2020年6月11日）

・カメルーン（最新の検出：2020年9月1日）

・中央アフリカ（最新の検出：2020年7月28日）

・チャド（最新の検出：2020年8月22日）

・**コートジボワール**（最新の検出：2020年6月20日）

・コンゴ民主共和国（最新の検出：2020年8月4日）

・エチオピア（最新の検出：2020年6月13日）

・ガーナ（最新の検出：2020年6月16日）

・ギニア（最新の検出：2020年7月21日）

・マレーシア（最新の検出：2020年3月13日）

・マリ（最新の検出：2020年6月23日）

・ニジェール（最新の検出：2020年8月25日）

・ナイジェリア（最新の検出：2020年6月18日）

・パキスタン（最新の検出：2020年9月24日）

・フィリピン（最新の検出：2020年1月16日）

・ソマリア（最新の検出：2020年8月29日）

・南スーダン（最新の検出：2020年7月8日）

・スーダン（最新の検出：2020年8月18日）

・トーゴ（最新の検出：2020年5月3日）

・ザンビア（最新の検出：2019年11月25日）

ウ WPV1またはcVDPVに感染はなくなったが、WPVまたはcVDPVによる再感染に対して脆弱な状態である国

【WPV1】

無し

【cVDPV】

- ・モザンビーク（最新の cVDPV2 検出：2018 年 12 月 17 日）
- ・PNG（最新の cVDPV1 検出：2018 年 11 月 6 日）
- ・インドネシア（最新の cVDPV1 検出：2019 年 2 月 13 日）
- ・ミャンマー（最新の cVDPV1 検出：2019 年 8 月 9 日）
- ・中国（最新の cVDPV2 検出：2019 年 8 月 18 日）

（WHO 発表（英文））

<https://www.who.int/news/item/22-10-2020-statement-of-the-twenty-sixth-polio-ihc-emergency-committee>

（2）以上を踏まえ、ポリオ発生国（アフガニスタン、パキスタン、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、イエメン、アンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コートジボワール、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、ギニア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、ソマリア、南スーダン、トーゴ、ザンビア）への渡航を予定している方及び現地に滞在している方は、以下 3 を参考にポリオの予防接種を検討してください。特に、現在ポリオウイルス感染者の発生が報告されている地域に渡航する場合は、以前に予防接種を受けていても、追加接種をご検討ください。現地の小児定期予防接種一覧、医療機関情報等については、渡航・滞在先の在外公館のホームページをご参照ください。

（参考）

厚生労働省ホームページ：ポリオ（急性灰白髄炎）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/polio/>

厚生労働省検疫所 FORTH ホームページ：海外渡航のためのワクチン

<https://www.forth.go.jp/useful/vaccination.html>

### 3 ポリオについて

#### （1）感染源

ポリオ（急性灰白髄炎）は、感染者（特に小児）の糞便又は咽頭分泌液との直接接触等によってポリオウイルスが人の口の中に入り、腸の中で増えることで感染します。増えたポリオウイルスが再び便の中に排泄されて、この便を介してさらに他の人に感染します。まれに汚染された水や食物などからも感染します。成人が感染することもあります。主に小児で起こります。

#### （2）症状

潜伏期間は 3～21 日（通常は 7～21 日）、感染しても 90%～95% は無症状（不顕性感染）です。4～8% は軽症であり、発熱、風邪のような症状

や胃腸症状（咽頭痛、咳、発汗、下痢、便秘、悪心など）が見られます。また、感染者の1～2%は、頭痛、嘔気、嘔吐、頸部及び背部硬直などの髄膜刺激症状を呈します。感染者の0.1～2%が典型的な麻痺型ポリオとなり、1～2日の風邪のような症状の後、解熱に前後して急性の筋肉、特に下肢の麻痺（急性弛緩性麻痺）が起きることが多いです。発症から12か月過ぎても麻痺又は筋力低下が残る症例では、永続的に後遺症が残る可能性があります。

### （3）治療

麻痺の進行を止めるための治療や、麻痺を回復させるための治療が試みられてきましたが、現在、特効薬などの確実な治療法はありません。麻痺に対しては、残された機能を最大限に活用するためのリハビリテーションが行われます。

### （4）予防

#### ア 予防接種

日本の定期の予防接種では、平成24年8月までは経口生ワクチンが使用されていましたが、平成24年9月以降は注射の不活化ポリオワクチンが使用されています。ポリオが発生している国に渡航する人は、追加の予防接種を検討してください。

なお、生ポリオワクチンを接種した場合、ワクチンウイルスが体外に排泄されるため、極めてまれではありますが、接種後便中に排泄されるワクチンウイルスから免疫のない子供や大人に感染し、麻痺をおこすこともありますので、接種後の衛生管理にも注意してください。ただし、日本国内で主に用いられている不活化ポリオワクチン接種（注射によるもの）では、基本的にこのようなことが起こることはないと言われています。

#### イ 感染予防

ポリオの流行地では以下のような感染予防対策を心がけ、感染が疑われる場合には、直ちに医師の診察を受けてください。

- こまめに石けんと水で手洗いし、特に飲食の前、トイレの後は念入りに手洗いを励行する。
- 野菜や果物は安全な水で洗い、食物は十分加熱してから食べる。
- 乳製品は殺菌処理されたもののみ飲食する。
- 飲料水や調理用の水はミネラルウォーターを使用する。水道水を利用する場合は、一度十分に沸騰させた後使用する。安全な水から作ったと確認できる氷以外は使用しない。

### （5）予防接種証明書

#### ア 国内での予防接種証明書

国内での予防接種証明書の取得については、予防接種を実施した医療機関にご相談ください。

## イ 海外での予防接種証明書

海外での同証明書の取得については、渡航先の日本国大使館にご照会ください。

## 4 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の流行をふまえ、世界全域に感染症危険情報が発出されていますので、引き続き最新情報の収集と感染予防に万全を期してください。

## 5 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/#参照>)

(問い合わせ窓口)

### ○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

### ○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4475

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>  
(携帯版) <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

(現地在外公館連絡先)

各国の在外公館は以下の外務省ホームページをご参照ください。

### ○外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>